

訪問介護重要事項説明書

1.当協議会の高齢者や障害者を対象にした主な事業

- ①介護保険事業
 - ◇居宅介護支援・介護予防支援
 - ◇訪問介護
 - ◇熊野川地域包括支援センター
 - ◇第1号訪問事業
- ②にこにこサービス事業
- ③介護認定調査
- ④総合支援居宅介護等事業
- ⑤ホームヘルパー養成研修事業
- ⑥福祉サービス利用援助事業
- ⑦車いす貸出し事業
- ⑧福祉車両貸出し事業
- ⑨ふれあい・いきいきサロン事業
- ⑩紙おむつ半額助成事業
- ⑪介護用品斡旋事業
- ⑫ふくし総合相談事業
- ⑬一人暮らし・寝たきり高齢者激励訪問
- ⑭老人クラブ連合会
- ⑮特定旅客自動車運送事業

2.訪問介護の利用時間 ⇨ 0:00～24:00

3.訪問介護の休業日 ⇨ 年中無休

4.訪問介護の内容

ホームヘルパーが訪問して次のようなサービスを行います。

- ①生活援助（調理、洗濯、掃除、生活必需品の買物など）
- ②身体介護（食事・排泄・衣類着脱・入浴等の介助、清拭、体位変換、通院等の介助）

5.職員体制

当協議会のホームヘルパーは、介護福祉士、准看護師・ヘルパー養成研修１級課程・介護職員初任者養成課程（旧２級課程）のいずれかの資格を持っています。

〔職員数 常勤ヘルパー８名・非常勤ヘルパー３４名〕

6.キャンセル料

サービスを受ける前日の午後５時までにキャンセルの連絡があった場合は、無料になります。

連絡なしでキャンセルした場合は、キャンセル料５００円をいただきます。

〔連絡先 ☎０７３５－２１－２９４１ 新宮市社会福祉協議会〕

7.サービスの利用方法

①サービスの利用開始

担当のケアマネジャーにご相談いただくか、当協議会にお電話ください。

職員がお伺いします。

依頼を受けたあと、契約を結び、訪問介護計画を作成し、サービスを開始します。

②サービスの終了

◇利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了する日の１週間前までにご連絡ください。

◇当協議会の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情によりサービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了１ヶ月前までに文書でお知らせします。

◇自動的にサービスを終了する場合

利用者が介護保険施設に入所したとき。

利用者の要介護認定が、非該当（自立）になったとき。

利用者が亡くなられたとき。

◇その他

当協議会が守秘義務に反した場合、利用者に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、サービスを終了することができます。

利用者がサービス利用料金を支払わない場合、または利用者が当協議会の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、すぐにサービスを終了させていただくことがあります。

8.緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の容態に変化があったときは、家族、救急隊に連絡します。
(その他、主治医から指示を受けている場合は主治医へも連絡いたします。)

緊急時の連絡先(家族) 氏名.....
電話.....

急なサービスの変更・依頼等のご相談は下記へご連絡下さい。

○連絡先 0735-21-2941

○受付時間 毎週月曜日～日曜日〔8:30～17:15〕

9.苦情・相談・虐待防止に関する窓口等

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

○苦情受付窓口(担当者) 管理者 筒井 沙世里

○受付時間 毎週月曜日～日曜日〔8:30～17:15〕

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

○新宮市役所介護保険係 0735-23-3333(新宮市春日1-1)

○福祉サービス運営適正化委員会 073-435-5222(和歌山市手平2-1-2)

○和歌山県国民健康保険団体連合会介護保険課 073-427-4665

○新宮市社会福祉協議会(苦情受付窓口) 0735-21-2760(新宮市野田1-1)

○紀南介護保険広域連合(三重県在住の方) 0597-89-6001

(3) 虐待防止に関する相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

○虐待相談窓口(担当者) 管理者 筒井 沙世里

○受付時間 毎週月曜日～日曜日〔8:30～17:15〕

10.第三者評価の実施状況

実施の有無：無

11.その他

① サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気などの費用は、利用者のご負担になります。

② サービス利用料金のお支払方法

利用料金のお支払いは、口座振替・銀行振込・現金の中からお選びください。

(別紙)

利用料

①訪問介護の場合（表は1割負担分・介護保険負担割合証により負担額が変わります）

	訪問介護
身体介護	
20分未満	163円
20分以上30分未満	244円
30分以上1時間未満	387円
1時間～1時間30分未満	567円
以後30分を増すごとに	82円
生活援助	
20分以上45分未満	179円
45分以上	220円
初回加算	200円
緊急時訪問介護加算	100円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	利用料の24.5%加算
特定事業所加算Ⅱ	利用料の10%加算

- ・上記以外は、別に定めます。

早朝（午前6時～午前8時）に利用した場合	→25%増しになります。
夜間（午後6時～午後10時）に利用した場合	→25%増しになります。
深夜（午後10時～午前6時）に利用した場合	→50%増しになります。

- ・利用者の同意を得て訪問介護員が2人でサービスをした場合は、2人分の利用料となります。

交通費

◇新宮市にお住まいの方

無料です。

◇新宮市以外にお住まいの方

交通費の実費が必要となります。

なお、訪問介護員が自動車を利用した場合は、次のとおりです。

- ①事業所から利用者宅まで片道5km未満は、100円になります。
- ②事業所から利用者宅まで片道5km以上の場合には、5kmごとに100円加算されます。